（別紙）福岡県災害拠点精神科病院指定要件確認表

・各項目について、確認欄に○：実施・整備済、△：未実施・未整備のいずれかを記入。なお、△の場合は備考欄に実施・整備予定時期を記入。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事項 | 確認 | 備考 | 添付書類 |
| 1 | 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること |  |  |  |
| 2 | 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること |  |  |  |
| 3 | 災害発生から概ね48時間以内に被災地等において活動できる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ先遣隊）を保有し、その派遣体制があることに加え、他機関のＤＰＡＴやその他医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応担当者を定めておくこと |  |  | ①ＤＰＡＴ養成研修等修了者一覧表 |
| 4 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（厚生労働省平成８年厚生労働省告示第90号）に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること |  |  |  |
| 5 | 被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること |  |  | ②業務継続計画 |
| 6 | 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること |  |  | ③研修・訓練計画及び実績 |
| 7 | 地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること |  |  | ④研修・訓練計画及び実績 |
| 8 | 病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、患者多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること |  |  | ⑤施設図面 |
| 9 | 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること |  |  |  |
| 10 | 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保するとともに、非常時に使用可能なことを検証しておくこと |  |  |  |
|  | 事項 | 確認 | 備考 | 添付書類 |
| 11 | 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること |  |  |  |
| 12 | 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段を保有していること |  |  | ⑥通信手段の種類と番号 |
| 13 | 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定め、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと |  |  | ⑦入力訓練実施計画及び実績 |
| 14 | 被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること |  |  |  |
| 15 | トリアージ・タッグを有すること |  |  |  |
| 16 | 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、３日分程度を備蓄しておくこと |  |  |  |
| 17 | 食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと |  |  | ⑧協定書 |
| 18 | 近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況について情報を把握しておくこと |  |  |  |
| 19 | 被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと |  |  | ⑤施設図面 |
| 20 | ＤＰＡＴ先遣隊等の派遣に必要な緊急車輛を有し、その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること |  |  |  |